

令和5年第3回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年3月24日（金）第3回鹿沼市農業委員会総会を南摩コミュニティセンターにおいて開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 荻 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世
10番 奈 良 茂 男	11番 江 俣 伸 一	13番 安 生 芳 子
14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也	17番 大 森 用 子
18番 青 木 正 好		

(16名)

欠席委員 12番 奈良部 繁 雄 16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 事 渡 邊 恵 梨 子
経済部農政課	主 査 星 野 昭 彦	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第3回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

7番 荻原俊彦 委員、17番 大森用子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明い

たします。今回は売買5件、贈与2件、交換2件の合計9件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、現地は茂呂の畑になります。譲渡人は上野町の●●さん、譲受人は下田町1丁目の農業、●●さんで、3月20日に高村推進委員と現地を確認してまいりました。3筆ともきれいになっておりまして、譲受人も営農に問題ない方ですのでご承認をお願いします。

◎田島正男 2番、富岡の件は、武子の●●さんから富岡の●●さんへの売買です。●●さんは推進委員で、農業の規模拡大をするためのもので水稻とそばを作付けする予定です。問題ありませんのでご承認をお願いします。3番、富岡の件は、富岡の●●さんから●●さんへの贈与です。●●さんと●●さんは親子です。問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎星野哲郎委員 下沢の件は、西小学校より北へ約2.5kmのところの田の売買になります。譲渡人は縦山町の●●さん、譲受人は下沢の●●さんです。●●さんの実家は田の近くにありましたが、縦山町に転居して今は実家はありません。田も人に貸して耕作してもらっていましたが今回売買ということになり、特に問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 5番、大和田町の件は、上野町の●●さんから磯町の●●さんへの売買です。●●さんは兼業農家ではありますが、●●さんからどうしても買ってほしいとのことでして、問題ありませんのでご承認をお願いします。6番と7番は、藤江町の●●さんと●●さんの田と畑の交換です。現地を見ましたが畑は傾斜が結構あります。田は昔の構造改善事業をやった時に●●さんの田と合せて1枚の田として●●さんがずっと作っていました。構造改善事業前から交換する話はあったもののずっとそのままになっていたのですが、最近また2人でそのような話になったということで、2人は親戚でもあり問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎神山卓也委員 8番、中栗野の件は、口栗野の●●さんから足利市の●●さんへの売買になります。●●さんは会社員で、足利市で多少耕作はしているそうですが、規模拡大の意向があり農地を探していたところ、偶然この場所が見つかったということです。この農地の隣接に●●さん所有の住居がありまして、●●さんの実家だったものですが今は誰も住んでいなくて、●●さんと旦那さんで管理していました。●●さんはこれも一緒に取得して、将来は移住したいとのことです。特に問題ないと見てまいりましたのでよろしくをお願いします。

◎大森用子委員 下粕尾、中粕尾の件ですが、東京都の●●さんから、下粕尾の●●さんへの贈与です。2人は親戚で分家の関係です。●●さんは東京に住んでおられて、もうこちらには戻る予定は無いとのことで●●さんをお願いしたいとのことです。何ら問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎鈴木克男委員 1番、下田町の●●さんについてですが、市街地で営農されていると思いますが、この方が今回茂呂に約90aの農地を求めるといふことで、今回の農地を合わせると面積が3haを超えます。市街地で3haもの農地の管理は大丈夫か心配になりますが、現状で不耕作地があるとかそういう問題は無いでしょうか。

◎塩入佳子委員 ●●さんは私もよく存じていますが、街中の大きな農家で奥様と2人でやっています。問題無いと思います。

◎事務局（渡邊主事） お答えいたします。申請書と台帳の確認をしまして、所有農地にはそういった土地は無いことを確認しております。また●●さんは48年間農業をやって来られてまして、認定農業者にもなっていますので大丈夫だと考えております。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から9番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、中粕尾における●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用については、東と西を畑、南を道路、北を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。本申請地は●●が本年1月に農地法第3条により所有権を取得した農地であり、全体のうち713㎡の農地に太陽光パネルを載せたハウス・温室を建設し、ハウス内にて観葉植物・ヤシ類を栽培することとしております。また、申請面積2.28㎡はソーラーパネルの支柱1本あたりの面積30㎡、支柱106本分の面積です。この営農型太陽光発電設備は、通常の太陽光発電設備への永久転用とは異なるため、制度についてご説明いたします。営農型太陽光発電設備とは太陽光パネルを地上から約2mのところ設置し、その下部の農地において営農を継続するもので、3年間の一時転用であります。日照の作物への影響等を確認するため1年ごとに生育状況や収量の報告が義務づけられております。転用期間中その下部で営農の適切な継続が確保されており、かつ、今後とも営農の適切な継続が確保されることが確実

と認められる場合には、再度一時転用許可申請・延長申請を行うことが可能となっております。今回の申請は、下部で観葉植物・ヤシ類を栽培することとしており、農林水産省及び農村振興局より通知された営農型太陽光発電設備の許可制度に係る処理基準を満たしているものと判断いたしました。議案書33ページをご覧ください。報告第8号営農型太陽光発電設備下部における営農状況について、本市では4件の営農型の太陽光発電所が稼働中となっております。お手元の営農報告書をご覧ください。本年2月時点における営農状況の報告書となっております。今後の転用期間満了時の更新許可申請におきましては、毎年の営農報告書をご確認いただき、継続的に営農されているか、更新について問題ないか審査をお願いいたします。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（荻原俊彦委員） 3月17日に私と大森委員、橋本局長、宇賀神係長、田野井主査の5名で現地調査を行いました。農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。ここは粕尾コミセンから西へ約900mのところ、農業●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用です。現地は南に向かってなだらかな傾斜地で、近くには同じような営農型太陽光発電設備がありました。周囲の状況から問題ないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎大森用子委員 1番、中粕尾の件ですが、営農型太陽光発電設備への一時転用です。事務局と現地調査員から説明がありましたように、その下で観賞用の植物を栽培するというので、周囲の状況からも問題はありませぬので、ご承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、上久我における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を道路、西と南と北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、村井町における●●さん申請の太陽光発電設備への転用については、東と西を雑種地、南と北を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、下石川における

●●さん申請の一般住宅への転用については、東と北を畑、西を宅地、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。以上、5条転用3件となります。お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（大森用子委員） 議案第3号農地法第5条の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、上久我の件は市立加蘇中学校から西へ約3.5kmのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題はないと見てまいりました。2番、村井町の件は、県立鹿沼商工高校から西へ約900mのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲には多くの太陽光パネルがあり、問題はないと見てまいりました。

◎現地調査員（荻原俊彦委員） 3番、下石川の件は、運転免許センターから南西へ約1kmのところ、●●さん申請の使用貸借権設定による一般住宅への転用です。住宅の敷地内の場所で、問題はないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎荻原俊彦委員 1番、上久我の件は、上久我の●●さんから大阪市の再生可能エネルギー発電事業の●●への売買による太陽光発電設備への転用です。●●さんは旦那さんを早くに亡くされ、また高齢でお子さんも居なく、所有する田畑を今後どうするか困っているということでした。事務局の説明と現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、ご承認をお願いします。

◎吉高神 勇委員 2番、村井町の件は、村井町の●●さんから貝島町の●●さんへの売買による太陽光発電設備のための転用です。周辺は太陽光発電設備が多く設置されているところであり、現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、よろしくをお願いします。

◎江俣伸一委員 3番、下石川の件は、下石川の●●さんから栄町の●●さんへの使用貸借権設定による一般住宅への転用です。●●さんは●●さんのお子さんです。現地調査員の報告のとおり問題はありませんのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から3番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第4号農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和5年3月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業について記載し、区分の欄外に合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページから8ページをご覧ください。新規の利用権設定が13件、32筆、47,406㎡となっております。続いて議案書9ページから13ページをご覧ください。更新の利用権設定が23件、63筆、127,363㎡となっております。続いて議案書14ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が1件、3筆、2,405㎡となっております。これら合計37件、98筆、面積177,174㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。審議をお願いいたします。

◎議長は、1番から37番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から37番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主査） 農政課農政係の星野です。よろしく申し上げます。それでは議案第5号鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について説明させていただきます。議案書15ページ及び案内図をご覧ください。農政課では全ての申出案件について現地調査を行いました。今回除外の申出のあった案件について説明いたします。まず番号1番について説明いたします。下日向、●●さん申出の一般住宅です。場所は上日向地内で東大芦コミュニティセンターから南東へ約700mに位置しています。利用予定者は●●さん、●●さんで、●●さんが申出人の孫に当たります。夫婦は現在、市内のアパートで暮らしています。夫婦はかねてから戸建て住宅の建築を考えておりましたが、資金の目途が立ったため、敷地として当該申出地を選定しました。面積は1筆で337㎡、東と西と北を田、南を宅地に接しています。続いて番号2番について説明いたします。上石川、●●さん申出の一般住宅です。場所は上石川地内で鹿沼市立石川小学校から東へ約800mに位置しています。利用予定者は●●さんで、申出人の孫に当たります。●●さんは現在、市内のアパートにて妻と一緒に暮らしています。かねてから戸建て住宅の建築を考えておりましたが、資金の目途が立ったため敷地として実家に隣接する当該申出地を選定しました。面積は2筆で469.72㎡、東と南を畑、西を山林、北を宅地に接しています。続いて番号3番について説明いたします。上永野、●●申出の工場敷地拡張です。場所は上永野地内で鹿沼市立永野小学校から南東へ約200mに位置しています。利用予定者は申出人本人で、現在製材業を営んでいます。申出人は業績の拡大に伴い、既存の敷地に加え、木の皮をむくための機械と木材を置くためのスペースが必要となったことから、工場に隣接する当該申出地を選定しました。面積は4筆で2,260.44㎡、東と南と北を畑、西を畑と宅地に接しています。いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はや

むを得ないと思われま。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎星野哲郎委員 下日向の件は、東大芦コミュニティセンターから南東へ約700mのところの畑です。所有者は●●さん、使用者は●●、●●夫妻で、使用貸借権設定による一般住宅建設のための徐外申請になります。●●さんは●●さんの孫になります。その畑ですが、北と東が田で西が道路に面して南は住宅地に隣接しています。畑は道路と同じ高さになっていて、田は1m以上低いのですが、住宅建設にはいい条件かなと見てまいりました。特に問題はありませんので、ご承認の程お願ひします。

◎江俣伸一委員 2番、上石川の件ですが、●●さんは●●さんの孫で、実家の隣に住宅を建てたいとのこと。農政課の報告のとおりですのでご承認をお願ひします。

◎大森用子委員 3番、上永野の件は、●●さん、●●さん、●●さんから、●●への賃貸借の設定で工場敷地を拡張するもので、説明のとおり問題はありませんのでよろしくお願ひします。

◎議長は、1番から3番の案件について質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため、1番から3番について異存なしと決定した。

◎議長は、議案6号の「農地法施行規則第95条の該当有無に関する意見照会について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（宇賀神係長） 議案第6号農地法施行規則第95条の該当有無に関する意見照会についてご説明いたします。国有農地を払い下げる場合には、国有農地が所在する市町村の農業委員会に意見を照会する必要があります。今回の該当地は入粟野の畑、関東農局の所有地ですが、こちらを入粟野の●●さんへの売り払いについての意見照会となります。内容については各項目とも問題は無いと判断しております。なお、2月28日に関東農政局の東主査と栃木県農政課の大関主事、鹿沼市農業委員会事務局の佐藤主事が現地を確認し問題は無いと見てまいりました。ご審議をお願ひいたします。

◎議長は、1番の案件について質問、意見を求めた。

◎鈴木克男委員 国有農地の案件はめったに出でこないのて聞きたいのてですが、調書に競売実施裁判所とあるが、この対象地は競売にかかっているのでしょうか。それと、この農地の価格設定はいくらになっているのでしょうか。国は結構高い金額で設定すると聞いたことがあ

って、自分の地域でも国有農地を買おうとしたけど高いので諦めたという人がいたので参考までにお聞きしたい。

◎事務局（宇賀神係長） こちらは競売ではなく国の公売にかかることとなります。その時期は4月に予定されています。国有農地の場合は農地法施行規則第95条の意見照会になります。価格については国から示されておりませんので、こちらでは把握はしておりません。

◎鈴木克男委員 国有農地の周囲は農地なのでしょうか。それとも山林のようになっているのでしょうか。地図だと状況がよく分からないので聞きたい。

◎事務局（宇賀神係長） 国有農地の隣接地は齋藤さんの農地となっています。

◎議長は、議案第6号について他に質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため承認について諮り、1番について意見無しと回答することに決定した。

◎議長は、議案7号の「鹿沼市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（宇賀神係長） 議案第7号鹿沼市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正についてご説明いたします。昨年12月に鹿沼市農業委員会委員及び推進委員の定数を定める条例の改正を行いました。それに伴いまして推進委員の担当区域を変更するためのものになります。なお変更区域については議案書と一緒にお配りしてあります新旧対照表をご覧ください。これまでは30区域に分かれていたものが、推進委員が19名になったため19区域になるというものであります。

◎議長は、議案第7号について質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため承認について諮り、原案どおり決定した。

◎議長は、議案8号の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（宇賀神係長） 議案第8号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてご説明いたします。農業委員会法では農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないとされておりまして、鹿沼市農業委員会においては平成29年9月22日に指針を設定いたしました。令和5年4月1日施行の法改正に伴い指針の修正が必要になりまして、今回はその修正を行うものであります。別紙でお配りしております指針案の資料をご覧ください。二色刷りになっていまして、赤文字の部分が今回改正するところになります。具体的な内容ですが、まず数字につきましては現時点のものに変更しております。併せて、

今回の法改正では農地の最適化の部分が改正され、今まで「人・農地プラン」と呼ばれていたものが「地域計画」という名称に変わりました。また新たに、今までも遊休農地の解消を行ってきましたが、実際に解消した面積について評価をして公表するということになりましたのでその部分が増えることとなります。それと、担い手への農地利用の集積・集約化についても、今までも目標を定めて実績を出してきたわけですが、こちらも同じように評価をするということとなります。最後に、人・農地プランから地域計画に変わったことに伴う農業委員会の役割を指針に盛り込んだという内容となります。

◎議長は、議案第8号について質問、意見を求めた。

◎吉高神 勇委員 3ページの2番、担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、その(1)集積目標で、管内の農地面積、集積面積、集積率とあり、3年後、そして目標となっていますが、この集積率というのは何の数字を使って出すのかお聞きしたい。

◎事務局(宇賀神係長) 集積率は農地の面積で計算したものになります。

◎議長は、議案第8号について他に質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため承認について諮り、原案どおり決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時16分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和5年3月24日

議 長

署名委員

署名委員
